

意見書

平成28年9月27日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成28年9月27日に開催した平成28年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県よりかんがい排水事業1箇所、下水道事業2箇所、街路事業1箇所および道路事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) かんがい排水事業 [県事業] 【再評価対象事業】

1番 かんがい排水事業 (宮川4工区)

当該箇所は、平成18年度に事業に着手し、一定期間の10年を経過し継続中であることから初めての再評価を行った事業である。

(2) 下水道事業 [県事業] 【再評価対象事業】

8番 北勢沿岸流域下水道事業 (南部処理区)

8番については、昭和62年度に事業に着手し、平成10年度、平成18年度に再評価を行い、その後、一定期間である10年を経過して継続中の事業であることから3回目の再評価を行った事業である。

9番については、平成9年度に事業に着手し、平成18年度に再評価を行い、その後、一定期間である10年を経過して継続中の事業であることから2回目の再評価を行った事業である。

(3) 街路事業 [県事業] 【再評価対象事業】

10番 松阪公園大口線外1線

当該箇所は、平成14年度に事業に着手し、平成23年度に再評価を行い、その後、一定期間である5年を経過して継続中の事業であることから2回目の再評価を行った事業である。

(4) 道路事業 [県事業] 【 事後評価対象事業 】

504番 しゅようちほうどうとばまつさかせん くしだばしこうく
主要地方道鳥羽松阪線 (櫛田橋工区)

当該箇所は、平成8年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、1番、8番、9番、10番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

504番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。